

令和 7 年 3 月 18 日
林野庁北海道森林管理局

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
ポリマー工業株式会社	北海道旭川市 3 条通16丁目2127番地の 2

2 指名停止の期間 令和 7 年 3 月19日から令和 7 年 6 月18日まで（3 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲 北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

令和 6 年 5 月20日付けで契約した「根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事」において、発注者に虚偽の進捗報告を行い、必要な確認を受けないまま工事を進めたこと、また、再三に渡り施工計画、各種承諾願などの報告すべき書類の提出を遅滞させた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年 6 月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）別表第 2 第16号（不正又は不誠実な行為）及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止要領」（平成26年12月 4 日付け26林政政第338号林野庁長官通知）別表第13号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局総務企画部 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）